

(案)

環審第号
平成27年2月日

奈良県知事殿

奈良県環境審議会

会長 花田 真理子

徳本碎石工業株式会社採石場拡張事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見について（答申）

平成26年10月7日付環政第278号により本審議会に諮問のあった「徳本碎石工業株式会社採石場拡張事業」（以下「対象事業」という。）に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、本審議会及び環境影響評価審査部会において審議を行い、結論を得たので下記のとおり答申します。

記

方法書に記載された対象事業の目的および内容は、徳本碎石工業株式会社が奈良県吉野郡大淀町芦原377-1他、高市郡高取町清水谷2292-2他（以下「対象事業実施区域」という。）において、現在稼働中の採石場を拡張するものである。

対象事業実施区域は森林地域であること、拡張区域が大規模であり、また長期間の事業実施を予定されており、自然環境及び周辺の生活環境にも影響を与えることが懸念されることから、以下の点に配慮して長期にわたる段階的な事業の進捗状況も踏まえて環境影響評価が行われることが適当である。

1 大気質、騒音・振動

- ア 大気質・気象調査地点について、バックグラウンド濃度の調査地点に加え、事業の影響を受ける地点を追加して調査予測評価を行うこと。
- イ 粉じんの予測について、現在の散水の実施状況について詳細を準備書に記載し、その状況を踏まえ予測評価を行うこと。
- ウ 騒音振動の調査地点と敷地境界・施設との位置・距離関係を準備書に記載すること。
- エ 製品プラントの施設について、将来的に規模の変更や移設を行うことを考慮し、そのことを準備書に記載し、移設後の予測評価も併せて行うこと。

2 水質

- ア 降雨による影響を予測する際には、当該地域における過去の雨量も踏まえ、通常の降雨時に加え、豪雨時を条件とした予測も行うこと。
- イ 調整池について、大雨が降った際に十分処理できる対策を検討し、準備書に記載すること。
- ウ 畑屋川の水質調査地点について、さらに上流の民家付近に調査地点を設けて調査予測評価を行うこと。
- エ 現地調査の調査項目について、「水質汚濁に係る環境基準」（人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準）に規程する項目についても調査を実施すること。

3 動物、植物、生態系

- ア 地域の概況に記載されている重要な動物及び植物について、重要な種と判断した理由を準備書に記載すること。
- イ 動物の現況調査の際には、芦原川の暗渠についても調査を実施すること。
- ウ 植生調査について、調査範囲外においても周辺環境において重要と思われる地点がある場合は、調査の追加を検討すること。
- エ 文献調査にあたっては市町村史や植物研究会の文献等も参考にして実施すること。

4 景観

- ア 予測地点は、南方からだけではなく、北方の高取方面からの見え方を把握できる地点も選定すること。
- イ 主要な眺望点からの景観に加え、事業地前の道路等、直近の場所からの見え方についても調査予測評価を実施すること。
- ウ 修景緑化の計画内容を具体的に準備書に記載すること。

5 文化遺産

- ア 地域の概況における文化財等の状況については、有形文化財、民俗文化財、文化的景観、伝統的建造物群についても確認し、準備書に記載すること。また、市町村指定の文化財の有無を確認し、準備書に記載すること。
- イ 対象区域内には、山城や山岳寺院等の遺跡が存在する可能性があるため、それを念頭において分布調査・確認調査を実施すること。

6 その他

- ア 岩石採取計画の断面図に国道 169 号の芦原トンネル、新芦原トンネルを記載し、位置関係を準備書に記載すること。発破作業や岩石採掘等に伴うトンネルへの影響について予測評価を実施すること。